

平成29事業年度第1回農林水産消費安全技術センター契約監視委員会審議概要

開催日	平成29年5月22日(月)
場所	さいたま新都心合同庁舎検査棟7階 大会議室
出席者	委員長：寺山 昌文 (寺山公認会計士事務所所長) 委員：大塚 嘉一 (菊地総合法律事務所所長) 委員：二階堂孝子 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事)
議題	(1) 平成28事業年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直し ア 「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」のフォローアップについて イ 競争性のない随意契約の契約状況について ウ 一者応札・一者応募の契約状況について (2) 調達等合理化計画について ア 平成28事業年度調達等合理化計画実施状況・自己評価(案) イ 平成29事業年度調達等合理化計画(案) (3) 平成28事業年度の公益法人に対する支出について ア 公益法人への契約による支出状況 イ 公益法人への契約以外の支出状況 (4) その他
審議概要	(1) 平成28事業年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直し資料について事務局からの説明を受けた後、各契約の妥当性や競争性の確保の状況を確認するとともに、一者応札・一者応募の改善方法の適切性に関する審議を行い、説明内容を承認した。主な質疑応答は以下のとおり。 <p>① 一者応札・一者応募の見直しについて、より多くの事業者に参加してもらうための改善策について説明を求めた。 担当者から、一者応札・一者応募は分析機器の保守業務が多いが、平成28事業年度は地域センターが実施した健康診断に係る契約が全て一者応札となったので、本部から各地域センターへの支援も考えている旨説明があった。</p> <p>② 「IP電話音声ゲートウェイ更改業務」について、随意契約となった理由の説明を求めた。 担当者から、最初の契約時には入札が行われたが、機器更新では他者に任せただけの場合にはシステムに障害が出るおそれがあるため競争性のない随意契約として処理した旨の説明があった。</p> <p>③ 一般に、多くの業者が応札可能と思われる清涼飲料水自動販売機設置の契約において、一者応札となった原因について説明を求めた。</p>

担当者から、従前は契約金額が少額であるため、随意契約としていたが、財務省通知の改正に伴い、平成28事業年度から三つの単独庁舎について公募を実施したところ、福岡センターは一者応札となり、他の2庁舎分も過去に自動販売機を設置した実績のある業者しか応札してこなかった。当法人としては、競争性を確保したいが、応札者が少ないため競争性の確保は困難であると認識している旨説明があった。

(2) 調達等合理化計画について

資料について担当者から説明を受けた後、平成28事業年度調達等合理化計画実施状況・自己評価(案)(以下「28年度自己評価(案)」という。)及び平成29事業年度調達等合理化計画(案)について点検を行い、自己評価(案)について以下の質疑応答を踏まえて提言を行うこととして承認した。主な質疑応答は以下のとおり。

- ① 28年度自己評価(案)に「特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めること」と表記されているが、今まで、納入業者から入札に参加しにくいと苦情が来たことがあったか説明を求めた。

担当者から、過去にはあったが、仕様書の点検を十分に行い、複数の納入業者が応札できるよう努めているため現在はない旨説明があった。

- ② 28年度自己評価(案)にコピー用紙の調達で他組織との共同調達を行った旨が記載されているが、共同調達の効果について説明を求めた。

担当者から、共同調達についてはまだ取り組み始めたばかりという段階で、今後、その効果を検証していく必要があると説明があった。

このことを受けて、他法人との共同調達については、コスト面も含めた検証を行った上で、相手方の意見を聴取し、今後の対応を検討すべきと提言した。

(3) 平成28事業年度の公益法人に対する支出について

資料について事務局から説明を受けた後、公益法人への支出状況について確認を行い説明内容を了承した。主な質疑応答は以下のとおり。

公益社団法人日本監査役協会への支出の趣旨等について説明を求めた。

事務局から、当法人の監事監査業務の情報収集に必要な支出であり、他に類似の団体がないため、適切であると考えたとの説明があった。

(4) その他

事務局から特に報告等はなく、委員から特段の意見・質問等もなかった。